

荒瀬ダム地域対策協議会に係る個別検討部会議事録要旨

- 日時 平成25年11月28日(木) 10:00~12:00
- 場所 八代市坂本支所2階会議室
- 出席者
  - ・ 地元委員：早瀬委員、橋本委員、松本委員、森下委員、蓑田委員、元村委員
  - ・ 八代市：坂本支所 丸山支所長、下村課長、松田係長、坂本建設事務所職員2名
  - ・ 熊本県：八代地域振興局工務課 岩崎主幹、西嶋参事  
維持管理課 光永主幹、池内参事  
企業局 古里総括審議員、平田室長、山内補佐、吉澤補佐、田島参事
- 配布資料
  - ・ 会議次第
  - ・ 荒瀬ダム本体撤去工事 平成25年度工事説明会
  - ・ 荒瀬ダム撤去に伴う地域課題への取組状況について(部会関係等)
  - ・ 参考資料【A】荒瀬ダム上流の要望箇所に対する対応状況(予定)
  - ・ 反射的利益と荒瀬ダム撤去に伴う地域課題について

1 開会、挨拶

2 議題(1) 荒瀬ダム撤去工事概要について

「荒瀬ダム本体撤去工事」に基づき、パワーポイントや動画により説明

【質疑】

- (委員) 仮設の作業ヤードや橋については、出水期との関係から撤去、架け替えのサイクルを繰り返す必要があるのか。
- (企業局) 仮設は現在の水位をもとに設計しているため、出水期には当然撤去することになる。
- (委員) 撤去、架け替えを何回繰り返すのか。
- (企業局) ダム上流からの工事を行うに当たり、今年度と来年度の2カ年にわたって右岸側のヤードを確保したいと考えている。みお筋部を撤去した翌年の27年度からは陸上化している左岸側の工事となるため、仮橋はさらに上流に架け替えることとなるが、コンクリート殻を運搬するための仮設橋はその後29年度まで必要となる。
- (委員) 上流の作業ヤードの箇所は出水期には覆水すると思われる。
- (企業局) 上流部の仮設については、みお筋部を切ることになるため土砂が流出しないよう撤去する必要があると考えている。
- (委員) 泥土、砂礫の除去に当たっては、現在上流部に設置しているパイプの橋を渡って道に出ることになるのか。
- (企業局) ダンプの経路としては、国道側の工事用道路を経由してパイプの橋を渡り土砂を掘削し、上流側に設置した工事用通路を経て一旦県道に入り、葉木橋を渡って国道を利用し八代港に持っていく計画。
- (委員) その逆の経路は考えられないのか。
- (企業局) 安全確保の面から右折を避けた左折による運搬経路としたものであり、御了解いただきたい。

- (委員) 道路、車などかなり汚れるのではないか。
- (企業局) 工事に当たっては、タイヤ洗浄や散水を行いたい。
- (委員) 一昨年の例を踏まえると、泥を流すというより粉塵を抑えるという目的での散水であったため、かえって汚れがひどくなっていた。散水しない方がかえって良いほど。
- (企業局) 業者に対し清掃を徹底させるとともに、状況を見ながら対応について考えていきたい。また、散水の件に限らず著しく不備な対応が生じた場合には申し入れていただきたい。
- (坂本支所) 発破によって国道の通行止めは生じないか。
- (企業局) 今年度の発破で国道の通行止めは生じない。
- (委員) 通行止めの時間帯で実際に車両の通行を止める時間はどの程度か。
- (企業局) 通行規制の時間は20分。発破は12時30分頃を見込んでいるが安全確認などその前後の時間に余裕を持たせ、その間は通行止めとなる。発破の経験を重ねることで規制時間の短縮を図ることができるかもしれない。また、規制区間には交通誘導員を配置することとしている。
- (委員) 今回の発破期間は年度内ということか。
- (企業局) 予定の20回を年度内に終わらせることとしている。
- (委員) 発破日時については、その都度連絡するのか。
- (企業局) 1日1回、いつからいつまでと期間を決めて行う予定である。例えば、1月下旬から2月下旬までのように。
- (委員) 発破は毎日行うのか。
- (企業局) 発破の作業工程として削孔、装薬といった準備が必要であり、削孔して発破という流れを繰り返すため、撤去範囲によって発破の間隔は1日から数日単位で変わることとなる。発破の時期及びタイミングを見極め、地元には周知していきたい。
- (委員) みお筋部を開けた後、コンクリート殻の導水トンネルへの運搬に当たっては佐瀬野の方から県道側を通過して運搬することになるのか。
- (企業局) 平成27年度からは、みお筋部の流れにより26年度までの計画における仮橋の地点での渡河が困難となるため、上流側に仮橋を架け、県道を通行することになると考えている。その意味では、見直し前の計画に近い形にならざるを得ないと思われる。なお、その場合であっても河川の状態を見ながら、県道の通行距離を極力短くできるよう検討していきたい。
- (委員) みお筋部を開ける前に左岸側門柱上部を撤去し、県道を通行せずに運搬することはできないか。
- (企業局) 委員のお気持ちはお察しするが、みお筋部を開け川の流れを復活させるということがこの工事の最大のテーマであり、御了解いただきたい。
- (委員) 上流側からすれば、みお筋部から先に開けるべきとの意見。球磨川を元の水位に戻すべき。
- (企業局) 水位を下げた段階で極力短い距離で川を横断できる箇所を検討していきたい。
- (委員) 川の水深があってもH鋼などを使って橋を架けることができるのではないか。
- (企業局) ダム建設時の矢板の影響などによって陸上化したという点が今回の見直しを可能にした主要因。今後、みお筋部を開けた後、更なる水位低下が見込まれており、その段階で最適な場所を検討していきたい。

### 3 議題（２）地域課題への取組状況について

「荒瀬ダム撤去に伴う地域課題への取組状況について（部会関係等）」及び「参考資料【A】荒瀬ダム上流の要望箇所に対する対応状況（予定）」に基づき説明

#### 【質疑】

（企業局）まず、地域課題に関しては、工事用仮設道路の関係、藤本～大門間の道路改良関係及び既存階段の擦り付けなどについて地元調整を行っていただくなど地元委員の御助力に感謝申し上げます。

（委員）道路改良に係る JR 九州との課題とは具体的にどういうことか。

（企業局）工事箇所が JR の軌道と近接しており、軌道への影響の有無が課題とされている。

（委員）ダム～大門間の道路嵩上げ工事では、道路の拡幅はしないのか。

（企業局）護岸補強後、嵩上げを行うこととしており、拡幅は行わない。

（委員）交通誘導員への伝達はどのような命令系統になっているのか。工事の請負業者が担うのか。先日の嵩上げ工事説明会においても地元からは交通誘導員への不平の声が多かったように思われる。

（企業局）荒瀬ダム関連工事については関係会社間で安全協議会を組織し、各社で協力しながら連絡や誘導員への指導など連携を図るようにしている。

（委員）先日、下鎌瀬で不満が寄せられた事例に見られるように、地元の声が現場の誘導員に着実に伝わるような体制となっているのか疑問。

（企業局）下鎌瀬の事例は八代地域振興局発注の工事であったが、小川橋の工事に関し、通行止めに係る事前の予告は行ったものの最終的な日時の周知が行われておらず御迷惑をおかけした。今後は業者及び関係者への事前の周知及び監督を徹底するなど対応に万全を期したい。

（委員）現場の交通誘導員の理解不足や工事サイド寄りの対応が原因で地元とのいさかいが生じるため、誘導員への指導の徹底が必要。

（企業局）過去においても似たような事例が発生しており、工事サイド寄りの対応とならないよう十分徹底したい。また、この問題は、地元の理解を得て工事を進める中において、重要な問題と認識している。ちょっとした行き違いが最終的に工事に悪影響を及ぼすことのないよう、礼を失しないきちんとした対応をしたいと考えており、今後とも皆様方からの御意見を賜りたい。

（坂本支所）中津道八代線の鎌瀬橋直下流の箇所の嵩上げ事業の実施主体はどこなのか。調整はされているのか。

（企業局）当該地区は国による「ダムによらない治水を検討する場」の対象となっており、現在、国との調整を行っているが、予算面も含め事業の実施方針が固まっていない状況。国によるダムによらない治水対策が決まって、今後、国が乗り込むことを見越し、道路事業として実施するのか、あるいは、河川事業として実施するのか調整を行っているところ。企業局としては下流側から実施することとしており、26年度は三坂地区を、27年度は中津道地区を予定している。国には、企業局の事業スケジュールと足並みを合わせてもらうようお願いしているが、国としては予算の関係から、中々オープンにできないという事情があるようだ。

（坂本支所）鎌瀬踏切から元村委員宅までの区間において、地元要望として河川への降り道を整備してほしいとの要望があったが、その件は。

（委員）その要望は地域対策協議会での課題ではないと認識している。この場で議論するには大きすぎる問題。

#### 4 反射的利益と荒瀬ダム撤去に伴う地域課題について

「反射的利益と荒瀬ダム撤去に伴う地域課題について」に基づき説明

##### 【質疑】

(企業局) 資料において反射的利益に係る法的な事実関係の整理をし、そうした事実関係を踏まえたうえでの企業局の対応について整理をしている。

本日は、反射的利益という法律的な枠組みがあるということ客観的な事実としてきちんと説明すべきとの考えのもとこの資料を提起させていただいた。一方、そうした法的な事実を踏まえながらも、企業局としては地域の不安を解消するために、最大限頑張る決意であり、法的な枠組みの中にあっても現実の対応を頑張ってやっていくということを是非御理解いただければと思っている。

(委員) 先程、支所長から質問あった“我々が考えている要望”については、企業局の範疇ではなく河川管理者に求めるべき事柄と考えている。現在、地元の体制を固めつつあり、今後、河川管理者に当たっていきたいと考えているが、支所長の見解を伺いたい。

(坂本支所) 企業局の立場や反射的利益に係る考え方については十分理解している。ダム撤去に伴う地域対策として要望書を提出したのは、代替橋も含め、企業局のみでなく、県全体で取り組んでほしいとの趣旨。協議会の座長を副知事としたのは、企業局の範疇だけでなく、地域の安全性、利便性など色々な問題が出てくるため県全体の問題として取り組んでほしいとの趣旨からであった。橋を例にすれば、橋のためにダムがあったわけではなく、住民は通行させてもらっていたという反射的利益であったにせよ、今回の嵩上げによる通行止めで、住民はダム(管理橋)がないことによって葉木橋までに迂回しなければならず、相当不利益を受ける。また、水位に伴って潜水橋もなくなり渡ることができない。

かつて葉木橋が求められたように、50年の間に橋がなかったとすれば新たな橋が求められたかもしれない。時代の流れの中で、既得権として橋の通行利益があり、住民が不利益をこうむったから要望事項として上がってきたということ。だからといって、企業局にそれを求めるということではないと考える。

(企業局) 当時の坂本村の意見書、八代市の要望も含め、皆さんの認識は、県だけでなく、国も巻き込んで、市、地元などあらゆる人々が荒瀬ダム撤去を手段として地域の振興につなげていくということにあると考える。現在、企業局は事務局をしているが、我々としては、八代市との共同事務局との認識を常に持っており、共に手を携え、荒瀬ダム撤去を一つの手段として、最終的にこの地域をどうするかということに究極の目標があるのではないかと。そういう視点で、国、県、市、地元が一つの目標に向かって総合的に協力し合っていくべきと思っている。

(委員) やはり、このような整理は必要だと思われる。かつて潮谷前知事に要望書を提出した時点の思いは、このとおりであった。時の経過と共に変化したとは思いますが、原点はまさにこれだった。

(企業局) 反射的利益は難しい内容であるが、やはり一度、みなさんにしっかり御理解いただく必要があるとの思いから提起しており、これを期にさらに議論が深まることはやぶさかではない。

八代市の要望書に「国、県、市それぞれの視点で捉え、それぞれの立場で」との記載があるように、先程、委員が「企業局にではなく、河川管理者に」と発言された趣旨は、国が国としての立場で捉え、取り組んでもらうべき事業になるのではと

- の思いからの発言と史料する。このような事柄についても地元の声を上げてもらい、内容が固まったら県としても国に対して申し上げるなどの支援をしていきたい。
- (委員) そういう意味で、今、地元の要望事項として坂本支所に上げている状況であり、よろしく願いしたい。
- (坂本支所) 先程の質問は、降り道が近くに2つあるため、要望の趣旨を確認したかったため。
- (企業局) 国、県、市、それぞれの立場でそれぞれが取り組み、互いにカバーしながら進めていく必要がある。

(企業局) 本日いただいた御意見等を踏まえ、次回協議会資料として準備する。次回協議会は2月頃を予定しており、本日の議事録要旨については、協議会前に各委員に配布予定。

〈以 上〉